

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料の**無償化**について

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化の対象です。
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化になります。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に無償化の対象です。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園等の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**の対象です。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの利用料が無償化**の対象です。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた施設に限ります。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**の対象です。

※ 新制度の対象とならない幼稚園が保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。認可外保育施設等が保育料を変更する場合、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更内容やその理由の掲示を求めます。

問い合わせ先：大分市 子どもすこやか部 子ども入園課

TEL：(幼稚園・保育所・認定こども園の利用料、保育の必要性の認定) 入所・入園担当班 097-537-5794
(未移行幼稚園の利用料、幼稚園、認定こども園の預かり保育料、 管理担当班 097-537-5789
認可外保育施設等の利用料の無償化、保育の必要性の認定)